

掛川市教育委員会規則第 1 号

掛川市立幼稚園の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 3 日

掛川市教育委員会教育長

(別紙)

掛川市立幼稚園の管理に関する規則の一部を改正する規則

掛川市立幼稚園の管理に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第15条中「次に掲げる幼稚園（以下「実施園」という。）において」を削り、「昭和22年文部省令第11号」の次に「。以下この条において「省令」という。」を、「終了後」の次に「及び省令第39条において準用する省令第61条第3号に規定する休業日（以下「長期休業日」という。）」を加え、「実施園」を「別表左欄に掲げる幼稚園（以下「実施園」という。）」に改め、第1号及び第2号を削る。

第17条中「年間利用（年度を単位とする利用をいう。以下同じ。）又は一時利用（日を単位とする利用をいう。以下同じ。）」を「次の各号に掲げる利用」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 年間利用（年度を単位とする利用をいう。以下同じ。）
- (2) 一時利用（日を単位とする利用をいう。以下同じ。）
- (3) 長期休業日利用（長期休業日の利用をいう。以下同じ。）

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条第2号中「第16条」の次に「（長期休業日利用による預かり保育に係る幼児にあつては、前条第2項）」を加え、同条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

（長期休業日利用）

第20条 第15条の規定にかかわらず、実施園のうち、長期休業日利用による預かり保育を行う幼稚園は、次の各号に掲げる幼稚園とする。

- (1) 掛川市立さかがわ幼稚園
- (2) 掛川市立乳幼児センターすこやか幼稚園部
- (3) 掛川市立三笠幼稚園
- (4) 掛川市立土方幼稚園
- (5) 掛川市立大坂幼稚園
- (6) 掛川市立横須賀幼稚園

2 第16条の規定にかかわらず、長期休業日利用による預かり保育を利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する幼児とする。

- (1) 第16条第1号に該当する幼児
- (2) 実施園に在園する幼児
- (3) 第18条第2項の規定による年間利用による預かり保育の利用の許可を受けた保護者の世帯に

属する幼児

- 3 第18条第1項から第3項まで及び前条の規定は、長期休業日利用による預かり保育について準用する。

様式第7号及び様式第8号を次のように改める。

預かり保育年間利用（長期休業日利用）申請書

年 月 日

（あて先）掛川市立

園長

保護者名

対 象 幼 児	氏 名				性 別	男 ・ 女
	所 属	歳児クラス		組 名		
保 護 者	現住所					
	氏 名				電 話	
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで （8月を ☐ 含む。 ☐ 除く。）					
利 用 時 間	☐ 年間利用 教育時間終了後から午後 時 分まで ☐ 長期休業日利用 午前 時 分から午後 時 分まで					
申 請 理 由	☐ 保護者が働いているため ☐ 父 ☐ 母 ☐ 保護者が病気療養中・出産前後のため ☐ 父 ☐ 母 ☐ 家族が病気・障害があり介護が必要なため（ ） ☐ その他（ ）					
緊急連絡先	第 1					
	第 2					
	続柄	氏 名	生 年 月 日	年齢	勤務先・学校（学年）	
家 族 構 成						

（注）

- 1 雇用証明書又は自営業（農業）従事申告書を添付してください。
- 2 申請理由の欄は、該当する項目にレ印を付けてください。

預かり保育年間利用（長期休業日利用）決定通知書

年 月 日

様

掛川市立 園長 氏 名 印

年 月 日付けで申請のあった預かり保育の年間利用（長期休業日利用）について、次のとおり決定したので通知します。

対 象 幼 児	氏 名			性 別	男 ・ 女
	所 属	歳児クラス	組 名		
保 護 者	現住所				
	氏 名		電 話		
利 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで （8月を ☐ 含む。 ☐ 除く。）				
利 用 時 間	☐ 年間利用 教育時間終了後から午後 時 分まで ☐ 長期休業日利用 午前 時 分から午後 時 分まで				
保育料の額	月額 円（8月分にあつては、日額 円）				

（注）

- 1 勤務のない日又は勤務時間外の時間は、預かり保育の対象となりません。
- 2 預かり保育の申請理由に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。

様式第9号中

「

園名		所属	歳児	組名		氏名	
----	--	----	----	----	--	----	--

」

を

「

園名		所属	歳児	組名		幼児氏名	
						保護者氏名	

」

に改める。

様式第10号中「 預かり保育年間利用中止届 」を

「預かり保育年間利用（長期休業日利用）中止届」に、

「（あて先）掛川市立 幼稚園長」を「（あて先）掛川市立 園長」に改め、

「預かり保育の年間利用」の次に「（長期休業日利用）」を加える。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の掛川市立幼稚園の管理に関する規則第18条第1項（第20条第3項において準用する場合を含む。）の規定による申請又は同条第4項の規定による申込みは、この規則の施行の日前においても、同条第1項又は第4項の規定の例により行うことができる。